

映像撮影契約書

株式会社ビデオクリア（以下「甲」という）は、お客様（以下「乙」という）に対し、甲の映像技術及び映像メディアを作成する業務における業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託業務）

甲が乙から委託される業務（以下「本業務」という）は、乙の結婚式において依頼された商品の映像撮影及び映像メディア作成業務とする。

第2条（委託期間）

委託業務の期間は平成 年 月 日より平成 年 月 日とする。

第3条（委託料とその支払い）

乙が甲に対し支払う委託料は、撮影商品代金の示す価格に従うが最終支払いは本業務終了後14日以内とする。また予約申込時に予約金として初めに2万円が発生するが、これは商品代金の一部またはキャンセル発生時の担保金とする。支払いは甲の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は乙の負担とする。

第4条（成果物の権利帰属）

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、乙に帰属するが、一部の映像は甲の業務営業等で使用されることもある。

第5条（秘密保持）

甲は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第6条（報告義務）

甲は、乙の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第7条（契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第8条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

平成 年 月 日

甲：
大阪府大阪市西成区長橋三丁目3-12
ビデオクリア
代表 宮本 重男

乙：